

Ⅱ 学校関係の様式編

新たに学校を設置しようとするとき。

様式1 学校設置計画書

第 年 月 日

青森県知事 殿

住所
氏名
(電話)

〇〇学校（専修学校・各種学校）設置計画書

このたび、〇〇学校（専修学校、各種学校）を次により設置したいので、関係書類を添えて計画書を提出します。

番号	事 項	内 容																							
1	学校の目的																								
2	名 称																								
3	位 置																								
4	開設の時期																								
5	設 置 者 (※1)	法 人 名																							
		理 事 長 名																							
		事 務 所 所 在 地																							
6	校（園）長																								
7	定 員	〇〇課程〇〇科（5歳児） 〇〇科（4歳児） 〇〇科（3歳児） 計	入学定員 名（学級） 名（学級） 名（学級） 名（学級）	総定員 名（学級） 名（学級） 名（学級） 名（学級）																					
8	課程・学科 の別、修業 年限及び昼 夜の別 (※2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課 程</th><th>学 科</th><th>修業年限</th><th>昼夜の別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇課程</td><td>〇〇科</td><td>年</td><td>昼間</td></tr> <tr> <td>〇〇課程</td><td>〇〇科</td><td>年</td><td>昼間</td></tr> <tr> <td>〇〇課程</td><td>〇〇科</td><td>年</td><td>夜間</td></tr> <tr> <td>〇〇課程</td><td>〇〇科</td><td>年</td><td>夜間</td></tr> </tbody> </table>	課 程	学 科	修業年限	昼夜の別	〇〇課程	〇〇科	年	昼間	〇〇課程	〇〇科	年	昼間	〇〇課程	〇〇科	年	夜間	〇〇課程	〇〇科	年	夜間			
課 程	学 科	修業年限	昼夜の別																						
〇〇課程	〇〇科	年	昼間																						
〇〇課程	〇〇科	年	昼間																						
〇〇課程	〇〇科	年	夜間																						
〇〇課程	〇〇科	年	夜間																						
9	主要教科名 (※3)	(別紙のとおり)																							

10	教職員組織	校（園）長 副校（園）長 教幹教諭 主幹教諭 指導教諭 助教諭 講師 養護教諭 養護助教諭 司書 栄養教諭 実習指導員 技術職員 校計	(専任・兼任) (専任・兼任) (専任・兼任) (専任・兼任) (専任・兼任) (専任・兼任) (専任・兼任) (専任・兼任) (専任・兼任) (専任・兼任) (専任・兼任) (専任・兼任) (専任・兼任) (専任・兼任) (専任・兼任) (専任・兼任) (専任・兼任)	名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名	
11	校地 (※4)	校舎建築面積 運動場 その他 総面積	m^2 m^2 m^2 m^2	所有者住所・氏名	
12	校舎	(小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校の場合) 普通教室(室) 特別教室(室) 図書室 職員室 保健室 事務室 体育館 その他 総面積	m^2 m^2 m^2 m^2 m^2 m^2 m^2 m^2 m^2	所有者住所・氏名	
		(幼稚園の場合) 保育室(室) 遊戯室 保健室 職員室 便所 飲料水設備 手洗用設備 足洗用設備 その他 総面積	m^2 m^2 m^2 m^2 m^2 m^2 (箇所) m^2 (箇所) m^2 (箇所) m^2 m^2 (箇所)	所有者住所・氏名	
		工期	着工(年 月 日)～完成(年 月 日)		
13	校具及び教具 (※5)	(種類及び数量等が多い場合は、別紙とする。)			
14	資金計画	費用 校地 校舎 設備 運用資金 その他 計	円 円 円 円 円 円	左の資金構成 自己資金 寄付金 助成金 借入金 その他 計	円 円 円 円 円 円

(添付書類)

- 1 設置趣意書
- 2 学校法人設立要綱(学校法人設立の場合) <作成例 2 6 >
- 3 理事会決議録、評議員会決議録 <作成例 7 ~ 8 > (※ 6)
- 4 発起人による設立決議録 <作成例 6 > 及び設立代表者の権限証明書 <作成例 1 7 > (※ 7)
- 5 設置者の履歴書及び身分証明書
- 6 校長(園長)の履歴書、身分証明書及び5年以上教職員の経験があることを証する書類
- 7 資金収支予算書等
 - (1) 資金収支予算書 <作成例 1 0 > (※ 8)
 - (2) 主な収入内訳 <作成例 1 1 >
 - (3) 人件費支出内訳 <作成例 1 2 >
 - (4) 学校設置に要する経費及び支出計画を記載した書類 <作成例 1 3 >
- 8 負債償還計画書 <作成例 1 4 >
- 9 設置者の資産及び負債状況を記載した書類 (※ 9)
- 1 0 学校の位置図、地積図、利用計画図 (※ 1 0)
- 1 1 校舎その他の建物の配置図、平面図及び面積計算表
- 1 2 校地校舎の権利関係を証する書類 (※ 1 1)
- 1 3 年齢別幼児数調 <作成例 2 7 > (※ 1 2)
- 1 4 その他参考書類

○作成上の注意

- (※ 1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
- (※ 2) 小学校、中学校、幼稚園は不要。
- (※ 3) 幼稚園は不要。教科毎に年間の授業時数を明らかにすること。
- (※ 4) 設置計画段階で校地を購入予定の場合は、その状況について記述すること。
- (※ 5) 校具及び教具の種類、数量等を明らかにすること。
- (※ 6) 設置者が個人の場合は不要。
- (※ 7) 学校法人を新設する場合に添付すること。
- (※ 8) 資金収支予算書は、計画書提出年度から修業年限の最終年度までを作成すること。
- (※ 9) 計画書提出日直近の資産及び負債状況を証する書類(財産目録、残高証明書等)を添付すること。
- (※ 1 0) 位置図は、地図(縮尺1万分の1等)をもとに作成すること。
- (※ 1 1) 登記事項証明書及び国又は地方公共団体の所有を証する書類を添付すること。また、国、地方公共団体等から校地等を借用する場合は、契約書の写し等を添付すること。
- (※ 1 2) 幼稚園を新設する場合に添付すること。

留意事項

○新たに学校を設置する場合の負債について

学校法人の施設又は設備の整備に伴う負債は、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可審査基準」(平成16年4月1日施行)の規定により、特別の事情があり、償還計画が適正かつ 確実と認められるものに限り、総資産額に対する総負債額の割合が25%以下(専修学校・各種学校を個人で設置する場合は40%以下)でなければなりません。

また負債は、原則として、日本私立学校振興・共済事業団又は銀行等負債に係る融資が確実に受けられると認められる金融機関からの借入金によるものでなければなりません。

○寄附金の収納について

施設及び設備に要する経費の財源については、寄附金を充てるものとし、かつ寄附行為認可申請時までに収納されていなければなりません。また、開設年度の運用財産として年間経常的経費のおおむね2分の1以上に相当する額は、寄附金として収納していなければなりません。

○校地及び校舎等について

校地及び校舎等の基本財産は、原則として負担付き又は借用でないものでなければなりません。ただし、学校法人が所有することが困難であり、かつ、教育上及び安全上支障がないと認められるときで、次のいずれかに掲げる場合にあっては、借用することができます。

- (1) 国又は地方公共団体から校地又は校舎を借用する場合で、所有権を移転することが困難であるとき。
- (2) 国又は地方公共団体以外のものから校地(校舎の建築に必要な部分を除く。)を借用する場合で、借用面積が校地面積の4分の1以内であるとき。

新たに学校を設置しようとするとき。（県に設置計画書を提出していること。）

様式2 学校設置認可申請書

第 年 月 日

青森県知事 殿

(※1)
所在地

学校法人
設立代表者（理事長）

〇〇学校（専修学校、各種学校）設置認可申請書

このたび、〇〇学校（専修学校、各種学校）を設置したいので、学校教育法第4条第1項（第130条第1項（※2）、第134条第2項において準用する同法第4条第1項（※2））の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 設置趣意書

2 設置要項

(1) 目的（※3）

(2) 名称

(3) 位置

(4) 経費の見積り及び維持方法（※4）

(5) 開設の時期 年 月 日（予定）

(6) 学則（園則）

3 施設の概要

(1) 校地（園地）

区 分	面 積	所在地及び所有者
校舎建築面積（※5）	m ²	
運 動 場（※6）	m ²	
そ の 他	m ²	
計		

（添付書類：権利関係を証する書類）（※7）

(2) 校舎

(小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校の場合)

構造	室 名	室数	面積	所在地及び所有者
〇〇造	普通教室		m ²	
〇〇葺	特別教室		m ²	
〇階建	図書室		m ²	
	職員室		m ²	
	保健室		m ²	
	事務室		m ²	
	体育館		m ²	
	その他		m ²	
	計		m ²	

(添付書類：権利関係を証する書類) (※7)

(幼稚園の場合)

構造	室 名	室数	面積	所在地及び所有者
〇〇造	保育室		m ²	
〇〇葺	遊戯室		m ²	
〇階建	保健室		m ²	
	職員室		m ²	
	便 所		m ²	
	飲料水設備		m ²	(箇所数)
	手洗用設備		m ²	(箇所数)
	足洗用設備		m ²	(箇所数)
	その他		m ²	
	計		m ²	(箇所数)

(添付書類：権利関係を証する書類) (※7)

(3) その他の施設

構造	名称	面積	所在地及び所有者
	寄宿舍	m ²	
	〇〇施設	m ²	
	その他	m ²	
	計		

(添付書類：権利関係を証する書類) (※7)

(4) 飲料水の状況 (※8)

4 学級編成表

学年別 (※9) (課程・学科毎)		第1年度		第2年度		第3年度	
		学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
〇〇 学科	第1学年(3歳児)						
	第2学年(4歳児)						
	第3学年(5歳児)						

5 校具及び教具の明細表 (※10)

品 名	数 量	価 格	備 考

6 教職員編成表 (※11)

職 名	第1年度		第2年度		第3年度	
	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
校 長 (園 長)	名	名	名	名	名	名
副 校 長 (副 園 長)	名	名	名	名	名	名
教 頭	名	名	名	名	名	名
主 幹 教 諭	名	名	名	名	名	名
指 導 教 諭	名	名	名	名	名	名
教 諭	名	名	名	名	名	名
助 教 諭	名	名	名	名	名	名
講 師	名	名	名	名	名	名
養 護 教 諭	名	名	名	名	名	名
養 護 助 教 諭	名	名	名	名	名	名
司 書 教 諭	名	名	名	名	名	名
栄 養 教 諭	名	名	名	名	名	名
実 習 助 手	名	名	名	名	名	名
事 務 職 員	名	名	名	名	名	名
技 術 職 員	名	名	名	名	名	名
校 医	名	名	名	名	名	名
計	名	名	名	名	名	名

7 教職員名簿

職名	氏名	専兼別	住所	生年月日	担当科目	最終学歴	免許状の種類 (※13)

(添付書類：履歴書、免許状写し及び就任承諾書 (※12))

(就任承諾書 記載例)

		年	月	日
〇〇学校設置者	殿			
	住所 氏名			
	就任承諾書			
〇〇学校（専修学校、各種学校）設置の上は、〇〇として就任することを承諾します。				

8 校長採用届（様式11）

9 資金収支予算書等

- (1) 資金収支予算書＜作成例10＞（※14）
- (2) 主な収入内訳＜作成例11＞
- (3) 人件費支出内訳＜作成例12＞
- (4) 学校設置に要する経費及び支出計画を記載した書類＜作成例13＞

10 負債償還計画書＜作成例14＞

11 添付書類

- (1) 財産目録＜作成例3＞（※15）
- (2) 寄附行為
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 理事会決議録、評議員会決議録＜作成例7～8＞
- (5) 理事長（代表者）の履歴書及び身分証明書（※16）
- (6) 学校の位置図、地積図、利用計画図（※17）
- (7) 校舎その他の建物の配置図、平面図及び面積計算表
- (8) 建築確認通知書（写し）、検査済証（写し）（※18）
- (9) 照明図（夜間の授業の場合のみ）

12 その他参考書類

○作成上の注意

- (※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
- (※2) () は、専修学校及び各種学校を設置する場合の記述である。
専修学校の場合 → 学校教育法第130条第1項
各種学校の場合 → 学校教育法第134条第2項で準用する同法第4条第1項
- (※3) 学則に記載されている目的と一致していること。
- (※4) 授業料（保育料）、入学金その他の費用をもって学校を維持経営するなど具体的に記載すること。
- (※5) 校舎（園舎）の建築面積は、1階の延床面積とすること。
- (※6) 実用面積（実際に運動場として利用できる面積）を記載すること。
- (※7) 登記事項証明書、国又は地方公共団体の所有を証する書類、取得の場合は売買契約書の写し、借用の場合は貸借契約書の写しを添付すること。
- (※8) 上下水道以外は、飲料に適する旨の証明書（公的機関の水質検査書）を添付すること。
- (※9) 高等学校及び専修学校は、課程毎、学科毎に記載すること。
各種学校は、課程毎に記載すること。
幼稚園は、各学級毎に記載すること。
- (※10) 備考欄には、所有形態（自己所有、借用）、購入予定等の状況を記載すること。購入予定の場合は、売買契約書等の写しを、借用の場合は貸借契約書等の写しを添付すること。

(※ 1 1) 学校毎に必要なとなる教員の種類は、下表のとおりである。

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	専修学校	各種学校
校 長 (園 長)	○	○	○	○	○	○
副校長(副園長)	△注 1	△注 1	△注 1	△注 1	—	—
教 頭	○注 1	○注 1	○注 1	○注 1	—	—
主 幹 教 諭	△	△注 4	△注 4	△	—	—
指 導 教 諭	△	△	△	△	—	—
教 諭	○注 2	○注 2	○注 2	○注 2	○注 3	○注 3
助 教 諭	△注 2	△注 2	△注 2	△注 2	—	—
講 師	△注 2	△注 2	△注 2	△注 2	—	—
養 護 教 諭	△	○注 4 ○注 5	○注 4 ○注 5	△	—	—
養 護 助 教 諭	△	△注 5	△注 5	△	—	—
司 書 教 諭	—	○注 6	○注 6	○注 6	—	—
栄 養 教 諭	△	△	△	△	—	—
実 習 助 手	—	—	—	△	—	—
事 務 職 員	△	○注 7	○注 7	○	—	—
技 術 職 員	—	—	—	△	—	—
校 医	○	○	○	○	○	—

- ・「○」は必置のもの、「△は」任意のもの、「—」は規定がないものを示す。
- ・注 1 は、特別の事情があるときは、教頭に代えて、副校長（副園長）を置くことができる。
- ・注 2 は、特別の事情があるときは、教諭に代えて、助教諭又は講師を置くことができる。
- ・注 3 は、相当数の教員を置かなければならない。
- ・注 4 は、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは、養護教諭を置かないことができる。
- ・注 5 は、特別の事情があるときは、養護教諭に代えて、養護助教諭を置くことができる。
- ・注 6 は、12 学級以上は必置である。
- ・注 7 は、特別の事情があるときは、置かないことができる。

(※ 1 2) 履歴書、免許状の写し及び就任承諾書は、理事長又は設立代表者による原本証明を行うこと。
(押印不要)

(※ 1 3) 専修学校については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 125 条第 2 項（高等課程）、
第 3 項（専門課程）及び第 4 項（一般課程）に該当する項番号を（○○項該当）と明記すること。

(※ 1 4) 資金収支予算書は、申請年度から修業年限の最終年度までとすること。

(※ 1 5) 個人の場合は、11 の（2）～（4）は不要。

(※ 1 6) 個人の場合は、設置者の履歴書及び身分証明書。

(※ 1 7) 登記簿上の面積が、実測面積と異なる場合は、実測図を添付すること。

(※ 1 8) 校舎を建築する場合は添付すること。

留意事項

○学校法人寄附行為認可申請書の提出について

学校設置に際して、新たに学校法人を設立する場合は、この申請書の他に、学校法人寄附行為認可申請書の提出が必要となります。

○学校法人寄附行為変更認可申請書の提出について

学校法人が新たに学校を設置する場合は、この申請書の他に、学校法人寄附行為変更認可申請書の提出が必要となります。

○新たに学校を設置する場合の負債について

○寄付金の収納について

○校地及び校舎等について

} (様式1) の留意事項による。

学校を廃止しようとするとき。

様式3 学校廃止認可申請書

第 年 月 号 日

青森県知事 殿

(※1)
所在地

学校法人
理事長

〇〇学校（専修学校、各種学校）廃止認可申請書

このたび、〇〇学校（専修学校、各種学校）を廃止したいので、学校教育法第4条第1項（第130条第1項（※2）、第134条第2項（※2）において準用する同法第4条第1項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 廃止の理由
- 2 廃止の時期（※3）
- 3 生徒（児童・幼児）の処置方法
- 4 理事会決議録、評議員会決議録（※4）
- 5 指導要録等の引継方法（※5）
- 6 その他参考事項
(1) 教職員の処置方法
(2) 資産の処理方法

○作成上の注意

- (※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
- (※2) () は、専修学校及び各種学校を設置する場合の記述である。
専修学校の場合 → 学校教育法第130条第1項
各種学校の場合 → 学校教育法第134条第2項で準用する同法第4条第1項
- (※3) 廃止の時期は、幼保連携型認定こども園への移行等廃止時期を特定する必要がある場合を除き、「青森県知事認可の日」とすること。
- (※4) 個人の場合は不要。
- (※5) 専修学校及び各種学校の場合、指導要録の作成義務はないが、入学、卒業等の学籍に関する記録等重要な書類の引継ぎ方法について記載すること。

留意事項

- 生徒（児童・幼児）の処置方法について
学校を廃止する場合は、在籍する生徒（児童・幼児）の教育の機会を確保する観点から、生徒（児童・幼児）が全て卒業（卒園）した上で行うなどの適切な対応が必要となります。
- 学校法人の解散について
学校の廃止に伴って学校法人を解散する場合は、この申請とは別に、学校法人解散認可申請書の提出が必要となります。（複数の学校のうち1校のみを廃止した場合などは、学校法人寄附行為変更認可申請書の提出が必要となります。）

学校の設置者を変更しようとするとき。

例	個人立	→	他の個人立、学校法人立
	宗教法人立	→	学校法人立
	学校法人立	→	他の学校法人立

様式4 設置者変更認可申請書

第 年 月 日 号

青森県知事 殿

旧設置者	(※1) 所在地 学校法人 理事長
新設置者	所在地 学校法人 理事長

〇〇学校（専修学校、各種学校）設置者変更認可申請書

このたび、〇〇学校（専修学校、各種学校）の設置者を変更したいので、学校教育法第4条第1項（第130条第1項（※2）、第134条第2項（※2）において準用する同法第4条第1項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 設置者変更の理由
- 2 設置者変更要項（変更前と変更後を比較対照のこと）
 - (1) 学校の目的
 - (2) 学校の名称
 - (3) 学校の位置
 - (4) 新学則
 - (5) 経費の見積り及び維持方法 (※3)
 - (6) 変更の時期 年 月 日
- 3 理事会決議録、評議員会決議録 (※4)
- 4 寄附行為 (※4)
- 5 財産目録 (※4)
- 6 新設置者（法人の場合は代表者）の履歴書及び身分証明書
- 7 新役員名簿 (※4)
- 8 校地、校舎の権利関係を証する書類
- 9 その他参考書類 (※5)
 - (1) 施設の概要
 - (2) 新教職員名簿

○作成上の注意

- (※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
- (※2) () は、専修学校及び各種学校を設置する場合の記述である。
専修学校の場合 → 学校教育法第130条第1項
各種学校の場合 → 学校教育法第134条第2項で準用する同法第4条第1項
- (※3) 授業料（保育料）、入学金その他の費用をもって学校を維持経営するなど具体的に記載すること。
- (※4) 新旧設置者双方のものが必要。旧設置者が個人の場合は、旧設置者分の3及び4は不要。また、新設置者が個人の場合は、新設置者分の3及び7は不要。4については、所得証明等資産の状況が分かる書類を添付すること。
- (※5) 学校設置認可申請書（様式2）の記載要領によること。

- ・高等学校に新たに課程（全日制課程、定時制課程、通信制課程）、学科を設置しようとするとき。
- ・専修学校に新たに課程（高等課程、専門課程、一般課程）を設置しようとするとき。

様式5 高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）設置計画書、
 高等学校学科設置計画書
 専修学校（高等課程、専門課程、一般課程）設置計画書

第 年 月 日

青森県知事 殿

(※1)
所在地

学校法人
理事長

〇〇高等学校〇〇課程（〇〇学科）設置計画書
 （〇〇専修学校〇〇課程設置計画書）

このたび、
 〇〇高等学校に〇〇課程（〇〇学科）
 〇〇専修学校に〇〇課程
 を設置したいので、関係書類を添えて計画書を提出します。

番号	事 項	内 容			
1	目 的				
2	名 称				
3	位 置				
4	開設の時期				
5	設 置 者 (※1)	法 人 名			
		理 事 長 名			
		事務所所在地			
6	校 長				
7	生 徒 定 員	現在	増減	変更後	
		〇〇科 名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)	
		〇〇科 名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)	
		〇〇科 名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)	
		計 名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)	
8	課程・学科 の別、修業 年限及び昼 夜の別	課 程 〇〇課程	学 科 〇〇科 〇〇科 〇〇科	修業年限 年 年 年	昼夜の別 昼間 昼間 夜間
9	主要教科名 (※2)	(別紙のとおり)			

1 0	教職員組織	<table border="0"> <tr> <td></td><td>現在</td><td>増減</td><td>変更後</td></tr> <tr> <td>校長 (専任・兼任)</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr> <tr> <td>副校長 (専任・兼任)</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr> <tr> <td>教頭 (専任・兼任)</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr> <tr> <td>幹事 (専任・兼任)</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr> <tr> <td>指導教諭 (専任・兼任)</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr> <tr> <td>教諭 (専任・兼任)</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr> <tr> <td>助教諭 (専任・兼任)</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr> <tr> <td>講師 (専任・兼任)</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr> <tr> <td>養護教諭 (専任・兼任)</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr> <tr> <td>養護助教諭 (専任・兼任)</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr> <tr> <td>司書教諭 (専任・兼任)</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr> <tr> <td>栄養教諭 (専任・兼任)</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr> <tr> <td>実習助手 (専任・兼任)</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr> <tr> <td>事務職員 (専任・兼任)</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr> <tr> <td>技術職員 (専任・兼任)</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr> <tr> <td>校医 (専任・兼任)</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr> <tr> <td>計 (専任・兼任)</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr> </table>		現在	増減	変更後	校長 (専任・兼任)	名	名	名	副校長 (専任・兼任)	名	名	名	教頭 (専任・兼任)	名	名	名	幹事 (専任・兼任)	名	名	名	指導教諭 (専任・兼任)	名	名	名	教諭 (専任・兼任)	名	名	名	助教諭 (専任・兼任)	名	名	名	講師 (専任・兼任)	名	名	名	養護教諭 (専任・兼任)	名	名	名	養護助教諭 (専任・兼任)	名	名	名	司書教諭 (専任・兼任)	名	名	名	栄養教諭 (専任・兼任)	名	名	名	実習助手 (専任・兼任)	名	名	名	事務職員 (専任・兼任)	名	名	名	技術職員 (専任・兼任)	名	名	名	校医 (専任・兼任)	名	名	名	計 (専任・兼任)	名	名	名
	現在	増減	変更後																																																																							
校長 (専任・兼任)	名	名	名																																																																							
副校長 (専任・兼任)	名	名	名																																																																							
教頭 (専任・兼任)	名	名	名																																																																							
幹事 (専任・兼任)	名	名	名																																																																							
指導教諭 (専任・兼任)	名	名	名																																																																							
教諭 (専任・兼任)	名	名	名																																																																							
助教諭 (専任・兼任)	名	名	名																																																																							
講師 (専任・兼任)	名	名	名																																																																							
養護教諭 (専任・兼任)	名	名	名																																																																							
養護助教諭 (専任・兼任)	名	名	名																																																																							
司書教諭 (専任・兼任)	名	名	名																																																																							
栄養教諭 (専任・兼任)	名	名	名																																																																							
実習助手 (専任・兼任)	名	名	名																																																																							
事務職員 (専任・兼任)	名	名	名																																																																							
技術職員 (専任・兼任)	名	名	名																																																																							
校医 (専任・兼任)	名	名	名																																																																							
計 (専任・兼任)	名	名	名																																																																							
1 1	校 地 (※3)	<table border="0"> <tr> <td></td><td>現在</td><td>増減</td><td>変更後</td></tr> <tr> <td>校舎建築面積</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>運動場</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>その他の</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>総面積</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>所有者 住所 氏名</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		現在	増減	変更後	校舎建築面積	m ²	m ²	m ²	運動場	m ²	m ²	m ²	その他の	m ²	m ²	m ²	総面積	m ²	m ²	m ²	所有者 住所 氏名																																																			
	現在	増減	変更後																																																																							
校舎建築面積	m ²	m ²	m ²																																																																							
運動場	m ²	m ²	m ²																																																																							
その他の	m ²	m ²	m ²																																																																							
総面積	m ²	m ²	m ²																																																																							
所有者 住所 氏名																																																																										
1 2	校 舎	<table border="0"> <tr> <td></td><td>現在</td><td>増減</td><td>変更後</td></tr> <tr> <td>普通教室 (室)</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>特別教室 (室)</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>図書室</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>職員室</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>保健室</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>事務室</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>体育館</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>その他の</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>総面積</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>所有者 住所 氏名</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		現在	増減	変更後	普通教室 (室)	m ²	m ²	m ²	特別教室 (室)	m ²	m ²	m ²	図書室	m ²	m ²	m ²	職員室	m ²	m ²	m ²	保健室	m ²	m ²	m ²	事務室	m ²	m ²	m ²	体育館	m ²	m ²	m ²	その他の	m ²	m ²	m ²	総面積	m ²	m ²	m ²	所有者 住所 氏名																															
	現在	増減	変更後																																																																							
普通教室 (室)	m ²	m ²	m ²																																																																							
特別教室 (室)	m ²	m ²	m ²																																																																							
図書室	m ²	m ²	m ²																																																																							
職員室	m ²	m ²	m ²																																																																							
保健室	m ²	m ²	m ²																																																																							
事務室	m ²	m ²	m ²																																																																							
体育館	m ²	m ²	m ²																																																																							
その他の	m ²	m ²	m ²																																																																							
総面積	m ²	m ²	m ²																																																																							
所有者 住所 氏名																																																																										
1 3	校具及び教具 (※4)	(種類及び数量等が多い場合は、別紙とする。)																																																																								
1 4	資 金 計 画	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">費 用</td><td colspan="2">左の資金構成</td></tr> <tr> <td>校 地</td><td>円</td><td>自己資金</td><td>円</td></tr> <tr> <td>校 舎</td><td>円</td><td>寄付金</td><td>円</td></tr> <tr> <td>設 備</td><td>円</td><td>成 金</td><td>円</td></tr> <tr> <td>運 用 資 金</td><td>円</td><td>借 入</td><td>円</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td>円</td><td>借 入</td><td>円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>円</td><td>計</td><td>円</td></tr> </table>	費 用		左の資金構成		校 地	円	自己資金	円	校 舎	円	寄付金	円	設 備	円	成 金	円	運 用 資 金	円	借 入	円	そ の 他	円	借 入	円	計	円	計	円																																												
費 用		左の資金構成																																																																								
校 地	円	自己資金	円																																																																							
校 舎	円	寄付金	円																																																																							
設 備	円	成 金	円																																																																							
運 用 資 金	円	借 入	円																																																																							
そ の 他	円	借 入	円																																																																							
計	円	計	円																																																																							

(添付書類)

- 1 設置趣意書
- 2 理事会決議録、評議員会決議録 (※5)
- 3 新学則
- 4 資金収支予算書等
 - (1) 資金収支予算書<作成例10> (※6)
 - (2) 主な収入内訳<作成例11>
 - (3) 人件費支出内訳<作成例12>
 - (4) 学校設置に要する経費及び支出計画を記載した書類<作成例13>
- 5 負債償還計画書<作成例14>
- 6 設置者の資産及び負債状況を記載した書類 (※7)
- 7 学校の位置図、地積図、利用計画図 (※8)
- 8 校舎その他の建物の配置図、平面図及び面積計算表
- 9 校地校舎の権利関係を証する書類 (※9)
- 10 その他参考書類

○作成上の注意

- (※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
- (※2) 教科毎に年間の授業時数等を明らかにすること。
- (※3) 設置計画段階で校地を購入予定の場合は、その状況について記述すること。
- (※4) 校具及び教具の種類、数量等を明らかにすること。
- (※5) 設置者が個人の場合は不要。
- (※6) 資金収支予算書は、計画書提出年度から修業年限の最終年度までを作成すること。
- (※7) 計画書提出日直近の資産及び負債状況を証する書類(財産目録、残高証明書等)を添付すること。
- (※8) 位置図は、地図(縮尺1万分の1等)をもとに作成すること。
- (※9) 登記事項証明書及び国又は地方公共団体の所有を証する書類を添付すること。また、国、地方公共団体等から校地等を借用する場合は、契約書の写し等を添付すること。

留意事項

○新たに課程(学科)を設置する場合の負債について

学校法人の施設又は設備の整備に伴う負債は、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可審査基準」(平成16年4月1日施行)の規定により、特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、総資産額に対する総負債額の割合が25%以下(専修学校・各種学校を個人で設置する場合は40%以下)でなければなりません。

また負債は、原則として、日本私立学校振興・共済事業団又は銀行等負債に係る融資が確実に受けられると認められる金融機関からの借入金によるものでなければなりません。

○寄付金の収納について

○校地及び校舎等について

} (様式1)の留意事項による。

○収容定員に係る学則変更計画書について

高等学校の課程(学科)設置に伴い、収容定員が変更となる場合は、この計画書の他に、収容定員変更に係る学則変更計画書の提出が必要となります。

- ・高等学校に新たに課程（全日制課程、定時制課程、通信制課程）、学科を設置しようとするとき。
 - ・専修学校に新たに課程（高等課程、専門課程、一般課程）を設置しようとするとき。
- （いずれの場合も県に設置計画書を提出していること。）

様式6 高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）設置認可申請書、
高等学校学科設置認可申請書
専修学校（高等課程、専門課程、一般課程）設置認可申請書

第 年 月 日
 号

青森県知事

殿

（※1）
 所在地

学校法人
 理事長

〔 ○○高等学校○○課程（○○学科） 設置認可申請書 〕
 ○○専修学校○○課程

このたび、〔 ○○高等学校○○課程を設置したいので、学校教育法第4条第1項の規定により、
 ○○高等学校○○学科を設置したいので、学校教育法施行令第23条の規定により、
 ○○専修学校○○課程を設置したいので、学校教育法第130条第1項の規定により、 〕

関係書類を添えて申請します。

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項
 - (1) 目的
 - (2) 課程（学科）の名称
 - (3) 位置
 - (4) 経費の見積り及び維持方法
 - (5) ○○課程（○○学科）開設の時期 年 月 日（予定）
 - (6) 新学則
- 3 施設の概要（権利関係を証する書類を添付すること。）
- 4 学級編成表
- 5 校具及び教具の明細表（売買契約書、貸借契約書等の写しを添付すること。）
- 6 教職員編成表
- 7 教職員名簿（新たに採用する教職員の履歴書、免許状写し及び就任承諾書を添付すること。）
- 8 資金収支予算書等
 - (1) 資金収支予算書＜作成例10＞
 - (2) 主な収入内訳＜作成例11＞
 - (3) 人件費支出内訳＜作成例12＞
 - (4) 学校設置に要する経費及び支出計画を記載した書類＜作成例13＞
- 9 負債償還計画書＜作成例14＞
- 10 添付書類
 - (1) 財産目録＜作成例3＞
 - (2) 寄附行為

- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 理事会決議録、評議員会決議録
- (5) 学校の位置図、地積図、利用計画図
- (6) 校舎その他の建物の配置図、平面図及び面積計算表
- (7) 建築確認通知書（写し）、検査済証（写し）
- (8) 照明図（夜間の授業の場合のみ）

○作成上の注意

上記の2～10は、学校設置認可申請書（様式2）に準じて作成すること。

（※1）個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。

留意事項

○新たに課程（学科）を設置する場合の負債について

学校法人の施設又は設備の整備に伴う負債は、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可審査基準」（平成16年4月1日施行）の規定により、特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、総資産額に対する総負債額の割合が25%以下（専修学校・各種学校を個人で設置する場合は40%以下）でなければなりません。

また負債は、原則として、日本私立学校振興・共済事業団又は銀行等負債に係る融資が確実に受けられると認められる金融機関からの借入金によるものでなければなりません。

○寄付金の収納について

○校地及び校舎等について

} （様式1）の留意事項による。

○収容定員に係る学則変更認可申請書について

高等学校の課程設置（学科設置）に伴い、収容定員が変更となる場合は、この申請書の他に収容定員変更に係る学則変更認可申請書の提出が必要となります。

○学校法人寄附行為変更認可申請書の提出について

学校法人が新たに課程、学科を設置する場合は、この申請書の他に、学校法人寄附行為変更認可申請書の提出が必要となる場合があります。

- ・高等学校の課程、学科を廃止しようとするとき。
 - ・専修学校の課程を廃止しようとするとき。

様式7 高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）廃止認可申請書、
高等学校学科廃止認可申請書
専修学校（高等課程、専門課程、一般課程）廃止認可申請書

第 年 月 日 号

青森県知事

殿

（※1）
所在地

学校法人
理事長

〔 ○○高等学校○○課程（○○学科）廃止認可申請書
○○専修学校○○課程 〕

このたび、〔 ○○高等学校○○課程を廃止したいので、学校教育法第4条第1項の規定により、
○○高等学校○○学科を廃止したいので、学校教育法施行令第23条の規定により、
○○専修学校○○課程を廃止したいので、学校教育法第130条第1項の規定により、 〕

関係書類を添えて申請します。

- 1 廃止の理由
 - 2 廃止の時期 年 月 日
 - 3 生徒（児童・幼児）の処置方法
 - 4 理事会決議録、評議員会決議録（※2）
 - 5 指導要録等の引継方法
 - 6 その他参考事項
- （1）教職員の処置方法
（2）施設等の処置方法

○作成上の注意

- （※1）個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
（※2）個人の場合は不要。

留意事項

○生徒の処置方法について

課程、学科を廃止する場合は、在籍する生徒の教育の機会を確保する観点から、生徒が全て卒業した上で行うなどの適切な対応が必要となります。

○学校法人寄附行為変更認可申請書の提出について

学校法人が既設の学校について、課程、学科を廃止する場合は、この申請書の他に、学校法人寄附行為変更認可申請書の提出が必要となる場合があります。

- ・学校（専修学校を除く。）の収容定員を変更（収容定員（減）の場合を除く。）しようとするとき。
- ※ 学科再編等による募集停止分の定員を他の学科に振り向ける場合等、実質的に定員の増減がない場合であっても一時的に収容定員増となることから本計画書の提出が必要となる場合があるので、留意すること。
- ・高等学校の広域の通信制課程の学則を変更しようとするとき。

様式8 収容定員に係る学則変更計画書
広域の通信制の課程に係る学則変更計画書

第 年 月 日

青森県知事 殿

(※1)
所在地
学校法人
理事長

収容定員（増）に係る学則変更計画書

このたび、〇〇学校（各種学校）の収容定員に係る学則を変更したいので、関係書類を添えて計画書を提出します。

番号	事 項	内 容																																																													
1	名 称																																																														
2	位 置																																																														
3	事 由																																																														
4	変 更 の 時 期																																																														
5	設 置 者 (※1)	法 人 名																																																													
		理 事 長 名																																																													
		事務所所在地																																																													
6	校（園）長																																																														
7	定 員	(高等学校、各種学校の場合) <table border="0"> <tr> <td>・入学定員</td><td>現在</td><td>増減</td><td>変更後</td></tr> <tr> <td>〇〇課程〇〇科</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td></tr> <tr> <td>〇〇科</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td></tr> <tr> <td>〇〇科</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td></tr> <tr> <td>計</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td></tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>・総定員</td><td>現在</td><td>増減</td><td>変更後</td></tr> <tr> <td>〇〇課程〇〇科</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td></tr> <tr> <td>〇〇科</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td></tr> <tr> <td>〇〇科</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td></tr> <tr> <td>計</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td></tr> </table> (小学校、中学校の場合) <table border="0"> <tr> <td>・入学定員</td><td>現在</td><td>増減</td><td>変更後</td></tr> <tr> <td>第一学年</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td></tr> <tr> <td>第二学年</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td></tr> <tr> <td>第三学年</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td></tr> <tr> <td>計</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td><td>名 (学級)</td></tr> </table>		・入学定員	現在	増減	変更後	〇〇課程〇〇科	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)	〇〇科	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)	〇〇科	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)	計	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)	・総定員	現在	増減	変更後	〇〇課程〇〇科	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)	〇〇科	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)	〇〇科	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)	計	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)	・入学定員	現在	増減	変更後	第一学年	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)	第二学年	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)	第三学年	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)	計	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)
・入学定員	現在	増減	変更後																																																												
〇〇課程〇〇科	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)																																																												
〇〇科	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)																																																												
〇〇科	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)																																																												
計	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)																																																												
・総定員	現在	増減	変更後																																																												
〇〇課程〇〇科	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)																																																												
〇〇科	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)																																																												
〇〇科	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)																																																												
計	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)																																																												
・入学定員	現在	増減	変更後																																																												
第一学年	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)																																																												
第二学年	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)																																																												
第三学年	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)																																																												
計	名 (学級)	名 (学級)	名 (学級)																																																												

		(幼稚園の場合) 保育室 (室) 遊 戯 室 保 健 室 職 員 室 便 所 飲料水設備 手洗用設備 足洗用設備 そ の 他 総 面 積 所有者 住所 氏名	現在 m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ²	増減 m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ²	変更後 m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ²																												
1 1	校具及び教具	(種類及び数量等が多い場合は、別紙とする。)																															
1 2	資 金 計 画	<table><tr><th colspan="2">費 用</th><th colspan="2">左の資金構成</th></tr><tr><td>校 地</td><td>円</td><td>自 己 資 金</td><td>円</td></tr><tr><td>校 舎</td><td>円</td><td>寄 付 金</td><td>円</td></tr><tr><td>設 備</td><td>円</td><td>助 成 金</td><td>円</td></tr><tr><td>運 用 資 金</td><td>円</td><td>借 入 金</td><td>円</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>円</td><td>そ の 他</td><td>円</td></tr><tr><td>計</td><td>円</td><td>計</td><td>円</td></tr></table>				費 用		左の資金構成		校 地	円	自 己 資 金	円	校 舎	円	寄 付 金	円	設 備	円	助 成 金	円	運 用 資 金	円	借 入 金	円	そ の 他	円	そ の 他	円	計	円	計	円
費 用		左の資金構成																															
校 地	円	自 己 資 金	円																														
校 舎	円	寄 付 金	円																														
設 備	円	助 成 金	円																														
運 用 資 金	円	借 入 金	円																														
そ の 他	円	そ の 他	円																														
計	円	計	円																														

(添付書類)

- 1 学則
 - (1) 新旧対照比較表 <作成例 1 6 >
 - (2) 新学則 (全文)
- 2 理事会決議録、評議員会決議録 (※ 2)
- 3 資金収支予算書等 (※ 3)
 - (1) 資金収支予算書<作成例 1 0 >
 - (2) 主な収入内訳<作成例 1 1 >
 - (3) 人件費支出内訳<作成例 1 2 >
 - (4) 学校設置に要する経費及び支出計画を記載した書類<作成例 1 3 >
- 4 負債償還計画書<作成例 1 4 >
- 5 設置者の資産及び負債状況を記載した書類
- 6 学校の位置図、地積図、利用計画図
- 7 校舎その他の建物の配置図、平面図及び面積計算表
- 8 校地校舎の権利関係を証する書類
- 9 年齢別幼児数調<作成例 2 7 >

○作成上の注意

- (※ 1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
 (※ 2) 個人の場合は不要。
 (※ 3) 上記 3 ～ 9 の添付書類は、様式 1 (学校設置計画書) に準じて作成すること。

留意事項

○幼稚園の収容定員 (増) に係る学則変更認可について

「私立幼稚園設置認可等審査基準」(平成 2 7 年 4 月 1 日施行)では、第 5 条第 3 号で、「収容定員を満たす幼児数の確保が将来にわたり客観的に可能であること。幼児数の把握に当たっては、原則として、設置予定地に係る小学校の通学区域等の幼児数とし、当該区域内の既設の公立及び私立の幼稚園並びに保育所の収容定員に対する充足率等を十分考慮するものであること」と規定しています。

このため、幼稚園の収容定員を増やす場合は、定員増後の幼児数の確保が可能であるか、幼稚園の立地する小学校区及び隣接小学校区において幼児人口が増えているかなど、十分検討の上で計画を進めることが必要となります。

○収容定員 (減) の場合について

収容定員 (減) に係る学則変更については、計画書の提出は不要です。

- ・学校（専修学校を除く。）の収容定員を変更しようとするとき。
- ・高等学校の広域の通信制課程の学則を変更しようとするとき。
（収容定員（増）に係る学則変更の場合は、いずれの場合も県に計画書を提出していること。）
- ※ 学科再編等による募集停止分の定員を他の学科に振り向ける場合等、実質的に定員の増減がない場合であっても一時的に収容定員増となることから本申請書の提出が必要となる場合があるので、留意すること。

様式 9 収容定員に係る学則変更認可申請書 広域の通信制の課程に係る学則変更認可申請書

第 年 月 日

青森県知事 殿

（※ 1）
所在地

学校法人
理事長

〇〇学校（各種学校）の収容定員に係る学則変更認可申請書

このたび、〇〇学校（各種学校（※ 2））の収容定員に係る学則を変更したいので、学校教育法施行令第 23 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の事由
- 2 学則
 - （1）新旧対照比較表＜作成例 16＞
 - （2）新学則（全文）
- 3 変更年月日
- 4 経費の見積り及び維持方法（※ 5）
- 5 施設の概要（権利関係を証する書類を添付する。）
- 6 学級編成表（新・旧）
- 7 校具及び教具の明細表（売買契約書、貸借契約書の写しを添付すること。）
- 8 教職員編成表
- 9 教職員名簿（新たに採用する教員の履歴書、免許状の写し、就任承諾書）
- 10 添付書類
 - （1）資金収支予算書＜作成例 10＞
 - （2）主な収入内訳＜作成例 11＞
 - （3）人件費支出内訳＜作成例 12＞
 - （4）学校設置に要する経費及び支出計画を記載した書類＜作成例 13＞
 - （5）負債償還計画書＜作成例 14＞
 - （6）財産目録＜作成例 3＞
 - （7）寄附行為（※ 3）
 - （8）法人の登記事項証明書（※ 3）
 - （9）理事会決議録、評議員会決議録
 - （10）学校の位置図、地積図、利用計画図
 - （11）校舎その他の建物の配置図、平面図及び面積計算表
 - （12）建築確認通知書（写し）（※ 4）

○作成上の注意

- （※ 1）個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
- （※ 2）（ ）は、各種学校を設置する場合の記述である。
- （※ 3）個人の場合は不要。
- （※ 4）建物の新増設の場合に添付すること。また、完成後に検査済証（写）を添付すること。
- （※ 5）下線の 4、7、10 の（1）～（8）、（11）及び（12）は、収容定員（減）に係る学則変更認可の場合は不要。

専修学校の目的を変更しようとするとき。

様式 10 目的変更認可申請書

第 年 月 日

青森県知事 殿

(※1)
所在地

学校法人
理事長

〇〇専修学校目的変更認可申請書

このたび、〇〇専修学校の目的を変更したいので、学校教育法第130条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の事由
- 2 変更事項
 - (1) 変更前の目的
 - (2) 変更後の目的
- 3 位置
- 4 新学則
- 5 変更時期 年 月 日
- 6 経費の見積り及び維持方法 (※2)
- 7 学級編制表
- 8 校具及び教具の明細表(売買契約書、貸借契約書等の写しを含む。)
- 9 教職員編制表
- 10 教職員名簿(新たに採用した教職員の履歴書、免許状の写し、身分証明書)
- 11 理事会決議録、評議員会決議録 (※3)
- 12 財産目録
- 13 寄附行為 (※3)
- 14 法人の登記事項証明書 (※3)
- 15 その他
 - (1) 入学案内
 - (2) 授業時間割

〇作成上の注意

- (※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
(※2) 6～12の様式は、学校設置認可申請書(様式2)の例による。
(※3) 個人の場合は不要。

留意事項

〇目的変更認可について

専修学校は、課程毎に、その目的に応じた分野の区分毎に教育上の基本となる組織を置くものとされています。ここで「目的に応じた分野」とは、専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の別表で規定する工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係、文化・教養関係のそれぞれを指すものとされています。

したがって、従来設置している学科が属する分野に含まれない、新たな分野に属する学科等を設置する場合等は、目的の変更となるので、目的変更認可を受ける必要があります。

なお、専修学校は、柔軟な制度の下で、社会の多様な要請に即応して自由に発展していくところにその特色があることから、収容定員変更については届出事項となっています。

〇学則変更届について

専修学校の目的変更に伴い、新たな分野の属する学科等を設置する場合は、この申請の認可後に、学則変更届の提出が必要となります。

学校において新たに校長を採用したとき。

様式 1 1 校長採用届

第 年 月 号 日

青森県知事

殿

(※1)
所在地

学校法人
理事長

校 長 採 用 届

このたび、〇〇学校（専修学校、各種学校）の校長として、下記のとおり採用したので、学校教育法第10条（第133条において準用する同法第10条（※2）、第134条第2項において準用する同法第10条（※2））の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

区 分	新 任 者	前 任 者
氏 名		
専 任、兼 任 の 別		
採用、解職年月日		
備 考		

（添付書類）

- 1 履歴書
- 2 身分証明書
- 3 5年以上教職員の経験があることを証する書類（又は学校教育法施行規則第20条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を証する書類（学校教育法施行規則第22条の規定の適用を受けて採用された者に限る。））（※3）
- 4 教職員免許状の写し（※4）
- 5 前校長退任届の写し（又は学校法人内で異動した場合は、辞令等その状況が確認できる書類）

○作成上の注意

- （※1）個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
（※2）（ ）は、専修学校及び各種学校を設置する場合の記述である。
専修学校の場合 → 学校教育法第133条で準用する同法第10条
各種学校の場合 → 学校教育法第134条第2項で準用する同法第10条
（※3）専修学校の場合は3及び4は不要。専修学校以外で（ ）書の要件に該当する場合、4は不要。
（※4）4及び5は、理事長による原本証明を行うこと。

留意事項

○学校教育法施行規則第22条について
校長については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第22条で校長の資格の特例を定め、「（略）私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、前二条に規定するもののほか、第20条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として（略）又は採用することができる。」としています。
従って、当該規定に基づき校長を採用した場合は、学校教育法施行規則第20条各号に掲げる資質を証する旨の書類の提出が必要となります。
○学校法人内での異動による届出について
学校法人内での異動により校長が変わった場合も、必ず届出が必要です。

学校（専修学校を除く。）の目的を変更しようとするとき。

様式 12 目的変更届

第 年 月 号
日

青森県知事 殿

(※1)
所在地

学校法人
理事長

目 的 変 更 届

このたび、〇〇学校（各種学校）の目的を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項（学校教育法施行令第27条の3（※2））の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更要項
 - (1) 変更前の目的
 - (2) 変更後の目的 (※3)
 - (3) 変更の時期 年 月 日
- 3 理事会決議録、評議員会決議録 (※4)

○作成上の注意

- (※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
- (※2) () は、各種学校を設置する場合の記述である。
- (※3) 変更箇所に朱線を引くこと。
- (※4) 個人の場合は不要。

留意事項

○目的変更について

学則に記載する目的が変更となる場合は、この届出とは別に、学則変更届が必要となります。
なお、専修学校の目的変更は、認可事項となっています。

学校の名称を変更しようとするとき。

様式 13 名称変更届

第 年 月 日

青森県知事 殿

(※1)
所在地

学校法人
理事長

名 称 変 更 届

このたび、〇〇学校（専修学校、各種学校）の名称を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項（学校教育法第131条（※2）、学校教育法施行令第27条の3（※2））の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更要項
 - (1) 旧名称
 - (2) 新名称
 - (3) 変更の時期 年 月 日
- 3 理事会決議録、評議員会決議録 (※3)

○作成上の注意

- (※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
(※2) () は、専修学校、各種学校を設置する場合の記述である。
専修学校の場合 → 学校教育法第131条
各種学校の場合 → 学校教育法施行令第27条の3
(※3) 個人の場合は不要。

留意事項

○名称変更について

学則に記載する名称が変更となる場合は、この届出とは別に、学則変更届が必要となります。また、当該学校の設置者が学校法人の場合は、寄附行為変更届が必要となります。

○学校の名称について（以下に留意してください。）

- ・「幼稚園の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既存の幼稚園と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。」（私立幼稚園設置認可等審査基準第2条）
- ・「小学校の名称は、小学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既存の学校と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。」（私立小学校設置認可等審査基準第2条）
- ・「中学校の名称は、中学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既存の学校と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。」（私立中学校設置認可等審査基準第2条）
- ・「高等学校の名称は、中学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既存の学校と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。」（私立高等学校設置認可等審査基準第2条）
- ・「専修学校の名称は、専修学校として適当であるとともに、設置する分野及び課程にふさわしい名称とし、県内の既存の学校（学校教育法第1条の規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。）と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。」（私立専修学校設置認可等審査基準第3条）
- ・「各種学校の名称は、各種学校として適当であるとともに、設置する分野にふさわしい名称とし、県内の既存の学校（学校教育法第1条の規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。）と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。」（私立各種学校設置認可等審査基準第3条）

なお、言うまでもなく、学校以外の教育施設は、学校の名称を用いることはできないと規定されています。「専修学校、各種学校その他第1条に掲げるもの以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称又は大学院の名称を用いてはならない。」（学校教育法第135条第1項）

学校の位置を変更しようとするとき。

様式 14 位置変更届

第 年 月 号 日

青森県知事

殿

(※1)
所在地
学校法人
理事長

位 置 変 更 届

このたび、〇〇学校（専修学校、各種学校）の位置を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項（学校教育法第131条（※2）、学校教育法施行令第27条の3（※2））の規定により、下記のとおり届け出ます。（※6）

記

- 1 変更の理由
- 2 変更要項
 - (1) 変更前の位置
 - (2) 変更後の位置
 - (3) 変更の時期 年 月 日
- 3 理事会決議録、評議員会決議録（※3）
- 4 校地校舎の権利関係を証する書類（※4）
- 5 校地校舎等の図面（学校の位置図、地積図、校舎の配置図、平面図等）
- 6 飲料水（上水道以外の場合は飲料に適する公的機関の証明書）
- 7 照明図（夜間の授業の場合のみ）
- 8 その他参考書類
 - (1) 施設の概要
 - (2) 学級編成表（※5）
 - (3) 校具及び教具の明細表（売買契約書、貸借契約書の写し）
 - (4) 教職員編成表
 - (5) 教職員名簿（新たに採用する教職員の履歴書、免許状の写し、就任承諾書）
 - (6) 資金収支予算書＜作成例10＞
 - (7) 主な収入内訳＜作成例11＞
 - (8) 人件費支出内訳＜作成例12＞
 - (9) 学校設置に要する経費及び支出計画を記載した書類＜作成例13＞
 - (10) 負債償還計画書＜作成例14＞
 - (11) 財産目録
 - (12) 寄附行為（※3）
 - (13) 法人の登記事項証明書（※3）
 - (14) 建築確認通知書（写し）

○作成上の注意

- (※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
- (※2) () は、専修学校、各種学校を設置する場合の記述である。
専修学校の場合 → 学校教育法第131条
各種学校の場合 → 学校教育法施行令第27条の3
- (※3) 個人の場合は不要。
- (※4) 登記事項証明書等。4、5及び8は、学校設置認可申請書(様式2)に準じて作成すること。
- (※5) 8の(2)～(12)は、学校の内容が変わらない場合は不要。
- (※6) 住居表示等の変更（市町村合併に伴う市町村名の変更等）の場合は、1及び2以外は不要。

留意事項

○位置変更届について

学則に記載する位置が変更となる場合は、この届出とは別に、学則変更届が必要となります。また、事務所の所在地が変更となる場合は、寄附行為変更届が必要となります。

学校の学則を変更しようとするとき。

様式 15 学則変更届

第 年 月 日 号

青森県知事 殿

(※1)
所在地

学校法人
理事長

学 則 変 更 届

このたび、〇〇学校（専修学校、各種学校）の学則を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項（学校教育法第131条（※2）、学校教育法施行令第27条の3（※2））の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の理由
- 2 学則
 - (1) 新旧対照比較表 (※3)
 - (2) 新学則（全文）
 - (3) 変更の時期 年 月 日
- 3 理事会決議録、評議員会決議録 (※4)

（専修学校の収容定員を変更する場合）

- 4 その他参考書類
 - (1) 施設の概要（校地校舎の権利関係を証する書類を添付）
 - (2) 学級編成表（新旧）
 - (3) 校具及び教具の明細表（売買契約書、貸借契約書等の写し）
 - (4) 教職員編成表
 - (5) 教職員名簿（新たに採用する教職員の履歴書、免許状の写し及び就任承諾書）
 - (6) 変更後修業年限に応じた年数分の資金収支予算書等
 - (7) 校地校舎等の図面（校地の位置図、地積図、校舎の配置図、平面図等）
 - (8) 建築確認通知書の写し、検査済み証（写し）

○作成上の注意

- (※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
- (※2) () は、専修学校、各種学校を設置する場合の記述である。
専修学校の場合 → 学校教育法第131条
各種学校の場合 → 学校教育法施行令第27条の3
- (※3) 変更箇所に朱線を引くこと。
- (※4) 個人の場合は不要。

留意事項

- 収容定員に係る学則変更等について
幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び各種学校の収容定員に係る学則変更認可並びに広域の通信制課程に係る学則変更については、学則変更認可申請が必要となります。
- ※ 学科再編等による募集停止分の定員を他の学科に振り向ける場合等、実質的には定員の増減がない場合であっても収容定員（増）に係る計画書の提出が必要となる場合があるので、留意すること。
- 授業料（保育料）の変更について
授業料（保育料）の変更に伴う学則変更届は、生徒募集を開始する前に届け出てください。

学校（専修学校、各種学校を除く。）の経費の見積り及び維持方法を変更しようとするとき。

様式 16 経費の見積り及び維持方法の変更届

第 年 月 号
日

青森県知事 殿

（※ 1）
所在地

学校法人
理事長

経費の見積り及び維持方法の変更届

このたび、〇〇学校の経費の見積り及び維持方法を変更したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更要項
 - （1）経費の見積り及び維持方法の新旧対照比較表 （※ 2）
 - （2）変更の時期 年 月 日
- 3 理事会決議録、評議員会決議録 （※ 3）
- 4 資金収支予算書等 （※ 4）
 - （1）資金収支予算書＜作成例 10＞
 - （2）主な収入内訳＜作成例 11＞
 - （3）人件費支出内訳＜作成例 12＞
 - （4）学校設置に要する経費及び支出計画を記載した書類＜作成例 13＞
 - （5）負債償還計画書＜作成例 14＞

○作成上の注意

- （※ 1）個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
- （※ 2）変更箇所に朱線を引くこと。
- （※ 3）個人の場合は不要。
- （※ 4）記載にあたっては、学校設置認可申請書（様式 2）を参照すること。

高等学校に専攻科又は別科を設置しようとするとき。

様式 17 高等学校 専攻科（別科）設置届

第 年 月 号
日

青森県知事 殿

(※1)
所在地

学校法人
理事長

高等学校専攻科（別科）設置届

このたび、〇〇高等学校に専攻科（別科）を設置したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

○作成上の注意

(※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。

〔 以下の記載要領及び添付書類については、高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）
設置認可申請書、学科設置認可申請書（様式6）と同様とする。 〕

高等学校の専攻科又は別科を廃止しようとするとき。

様式 18 高等学校 専攻科（別科）廃止届

第 年 月 号
日

青森県知事 殿

(※1)
所在地

学校法人
理事長

高等学校専攻科（別科）廃止届

このたび、〇〇高等学校の専攻科（別科）を廃止したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

○作成上の注意

(※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。

〔 以下の記載要領及び添付書類については、高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）
廃止認可申請書、学科廃止認可申請書（様式7）と同様とする。 〕

留意事項

○学則変更届について

専攻科又は別科の設置・廃止に伴い、この届出とは別に学則変更届が必要となります。

学校に分校を設置しようとするとき。

様式 19 分校設置届

第 年 月 日

青森県知事 殿

(※1)
所在地

学校法人
理事長

分 校 設 置 届

このたび、〇〇学校（専修学校、各種学校）に分校を設置したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項（学校教育法施行令第24条の3（※2）、学校教育法施行令第27条の3（※2））の規定により、下記のとおり届け出ます。

○作成上の注意

(※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。

(※2) () は、専修学校、各種学校を設置する場合の記述である。

専修学校の場合 → 学校教育法施行令第24条の3

各種学校の場合 → 学校教育法施行令第27条の3

〔 以下の記載要領及び添付書類については、高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）
設置認可申請書、学科設置認可申請書（様式6）と同様とする。 〕

留意事項

○学則変更届について

分校の設置に伴い、この届出とは別に学則変更届が必要となります。

学校の分校を廃止しようとするとき。

様式 20 分校廃止届

第 年 月 号
日

青森県知事 殿

(※1)
所在地

学校法人
理事長

分 校 廃 止 届

このたび、〇〇学校（専修学校、各種学校）の分校を廃止したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項（学校教育法施行令第24条の3（※2）、学校教育法施行令第27条の3（※2））の規定により、下記のとおり届け出ます。

○作成上の注意

- (※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
(※2) () は、専修学校、各種学校を設置する場合の記述である。
専修学校の場合 → 学校教育法施行令第24条の3
各種学校の場合 → 学校教育法施行令第27条の3

（以下の記載要領及び添付書類については、高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）廃止認可申請書、学科廃止認可申請書（様式7）と同様とする。

留意事項

- 学則変更届について
分校の廃止に伴い、この届出とは別に学則変更届が必要となります。

校地について、権利の取得・処分、用途の変更、現状の重要な変更をしようとするとき。

様式 2 1 校地変更届

第 年 月 号 日

青森県知事 殿

(※ 1)
所在地

学校法人
理事長

校 地 変 更 届

このたび、〇〇学校（専修学校、各種学校）の校地を変更したいので、学校教育法施行令第 2 7 条の 2 第 1 項（学校教育法施行令第 2 4 条の 3（※ 2）、学校教育法施行令第 2 7 条の 3（※ 2））の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期 年 月 日
- 3 校地変更面積表

区 分	現有面積	変 更 面 積			変更後面積
		増加分	減少分	計	
校舎等建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
運 動 場	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
そ の 他	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

- 4 理事会決議録、評議員会決議録（※ 3）
- 5 関係図面（※ 4）
- 6 権利関係を証する書類（売買契約書等）（※ 5）

○作成上の注意

- (※ 1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
(※ 2) () は、専修学校、各種学校を設置する場合の記述である。
専修学校の場合 → 学校教育法施行令第 2 4 条の 3
各種学校の場合 → 学校教育法施行令第 2 7 条の 3
(※ 3) 個人の場合は不要。
(※ 4) 位置図、地積図、利用計画図など。変更部分について適宜色分けする等により明示すること。
(※ 5) 農地法等土地利用の制限がある場合には、その許可証等の写しも添付すること。

留意事項

○校地変更届について

校地変更届は、校地、運動場その他直接教育の用に供する土地の権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとするとき、届け出ることが必要となります。（届出は、契約の前に行うこと。）

校舎等について、権利の取得・処分、用途の変更、改築等により現状の重要な変更をしようとするとき。

様式 2 2 校舎等変更届

第 年 月 日

青森県知事 殿

(※1)
所在地

学校法人
理事長

校 舎 等 変 更 届

このたび、〇〇学校（専修学校、各種学校）の校舎を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項（（※2）学校教育法施行令第24条の3、（※2）学校教育法施行令第27条の3）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期 年 月 日
- 3 校舎等変更面積表

区 分	現有面積	変 更 面 積			変更後面積
		増加分	減少分	計	
教 室	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
職 員 室	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
保 健 室	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
そ の 他	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

- 4 理事会決議録、評議員会決議録 （※3）
- 5 関係図面 （※4）
- 6 権利関係を証する書類 （※5）
- 7 建築確認通知書及び検査済証並びに使用許可証等の写し（増加の場合）

○作成上の注意

- （※1）個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
（※2）（ ）は、専修学校、各種学校を設置する場合の記述である。
専修学校の場合 → 学校教育法施行令第24条の3
各種学校の場合 → 学校教育法施行令第27条の3
（※3）個人の場合は不要。
（※4）配置図、平面図など。変更部分について適宜色分けする等により明示すること。
（※5）新築の場合は、建築工事請負契約書等を添付すること。

留意事項

○校舎等変更届について

校舎等変更届は、校舎その他直接教育の用に供する建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとするとき、届け出ることが必要となります。（届出は建築確認申請の前に行うこと。また建築確認通知書等は、事後速やかに提出すること。）

専修学校に学科を設置しようとするとき。

様式 2 3 専修学校学科設置に係る学則変更届

第 年 月 号
日

青森県知事 殿

(※1)
所在地

学校法人
理事長

〇〇専修学校学科設置に係る学則変更届

このたび、〇〇専修学校の〇〇学科設置に係る学則を変更したいので、学校教育法第131条の規定により、下記のとおり届け出ます。

○作成上の注意

(※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。

〔 以下の記載要領及び添付書類については、高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）設置認可申請書、学科設置認可申請書（様式6）と同様とする。 〕

専修学校の学科を廃止しようとするとき。

様式 2 4 専修学校学科廃止に係る学則変更届

第 年 月 号
日

青森県知事 殿

(※1)
所在地

学校法人
理事長

〇〇専修学校学科廃止に係る学則変更届

このたび、〇〇専修学校の〇〇学科廃止に係る学則を変更したので、学校教育法131条の規定により、下記のとおり届け出ます。

○作成上の注意

(※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。

〔 以下の記載要領及び添付書類については、高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）廃止認可申請書、学科廃止認可申請書（様式7）と同様とする。 〕

学校を廃止し、指導要録を引継ぎしようとするとき。

様式 25 指導要録引継書

第 年 月 号
日

青森県知事 殿

(※1)
所在地

学校法人
理事長

指 導 要 録 引 継 書

このたび、〇〇学校を 年 月 日に廃止するので、学校教育法施行令第31条の規定により、
下記のとおり引継ぎします。

記

1 指導要録 年度 部

○作成上の注意

(※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。

留意事項

○学校廃止認可申請について

指導要録引継書とは別に、学校廃止の場合は、学校廃止認可申請の提出が必要となります。

○学校廃止後の指導要録について

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が廃止された場合は、当該学校の所在していた都道府県の知事が書類を保存することとされています。(学校教育法施行令第31条)

専修学校及び各種学校が廃止された場合における書類の保存に関する規定はありませんが、当該学校を引き継ぐ学校や関係の深い学校による引き受けがない場合は、便宜上、所轄庁たる都道府県知事が保存することが望ましいと考えられています。

学校の授業を停止しようとするとき。

様式 26 授業停止報告

第 年 月 号
日

青森県知事 殿

(※1)
所在地

学校法人
理事長

授 業 の 停 止 報 告

このたび、〇〇学校（専修学校、各種学校）の授業を停止するので、下記により報告します。

記

- 1 授業を停止する学年等
- 2 授業を停止する理由
- 3 授業停止の期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 生徒等の処置方法
- 5 理事会決議録、評議員会決議録 (※2)

○作成上の注意

(※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。

(※2) 個人の場合は不要。

留意事項

○学校の閉鎖命令について

学校教育法第13条第1項第3号では、学校が「六箇月以上授業を行わなかったとき」は、知事は、学校の閉鎖を命ずることができるとされています。

学校において事故等が発生したとき。

様式 27 事故等報告

第 年 月 号 日

青森県知事 殿

所在地

学 校
校長（園長）

事 故 等 報 告（※1）

このたび、下記のとおり事故等が発生したので報告します。

記

1 事故等の概要

- (1) 発生日時及び場所
年 月 日 時 分
〇〇市（〇〇町、村）△△
- (2) 関係者（学年、性別等）（※2）
- (3) 内容（発見の事情、経過等）
- 2 応急措置
- 3 考えられる原因又は動機
- 4 発生による校内外の動静
- 5 今後の対策
- 6 校長所見

○作成上の注意

- (※1) 事故等とは、学校活動における災害以外の事故、事件等（①生徒の暴力行為（器物破損を含む）、②いじめ、③部活動に係る怪我・事故、④体罰、⑤その他学校活動における事故・事件等）をいうものであること。
- (※2) 氏名、年齢など、個人情報の特定につながる記載は原則として不要。（『1年生男子A』などと記載すること。）

留意事項

○事故等の報告について

学校活動における事故、事件については、学校が覚知した段階で、速やかに事故報告書を県に提出することとなりますが、学校が覚知する前に、新聞報道等や県への通報等により、県が学校より早い段階で覚知する場合があります。

また、事故、事件には至らぬものの、学校の生徒指導・進路指導に関して、保護者から苦情等が寄せられることがあります。

こうした場合、県は学校に対して、県が覚知した事故、事件の情報や、苦情の内容等を伝えることとなりますので、学校においては、事実を確認の上速やかに必要な措置を講じ、関係機関に報告（県には事故等報告書により報告）するなど適切に対応してください。

学校において災害による被害が発生したとき。

様式 28 被害報告

第 年 月 日 号

青森県知事 殿

(※1)

所在地

学校法人
理事長

災害による被害報告

このたび、下記のとおり被害を受けたので報告します。

記

1 被害発生の日時及び場所

年 月 日 時 分
〇〇市 (〇〇町、村) △△

2 被害の概況 (月 日 午前・午後 時現在) (※2)

- (1) 人的被害 死亡
行方不明
重傷
軽傷
- (2) 物的被害 全壊
半壊
床上浸水
床下浸水

(3) その他

3 応急処置の状況

○作成上の注意

- (※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。
(※2) 被害の概況は、報告した時点における概況を記載すること。
(※3) 被害には、臨時休業等の措置を含むこと。

留意事項

○被害報告の内容について

災害による被害の初期情報は、即報用の様式 (次ページ参照) により、県からの報告依頼を待たずに被害概要を速やかに報告してください。

被害報告の内容は、災害の種別等により、本様式とは別の報告様式を定めて報告を求める場合があります。

なお、被害報告は、迅速性を要するのでファックス又は電子メールで送付の上、送付した旨電話で連絡してください。

様式 28 被害報告（即報）（※被害状況について、下記により報告ください。）

年 月 日現在

学校名 _____

記入者職・氏名 _____

1 被害状況（被害がある場合に記入してください。）

（1）人的被害

被害内容（学年、性別、被害の程度等）（※1）

（2）物的被害

被害内容（被害の場所、被害の程度等）

2 被害状況確認者連絡先

職・氏名 _____

TEL _____

○作成上の注意

（※1）氏名、年齢など、個人情報の特定につながる記載は原則として不要。（『1年生男子A』などと記載すること。）

学割証の交付を受けたいとき。

様式 29 学校学生生徒旅客運賃割引証交付願

第 年 月 日 号

青森県知事 殿

所在地

学 校
校 長

学校学生生徒旅客運賃割引証交付願

下記により学生（生徒）に対する旅客運賃割引証を交付願います。（※１）

記

指定番号 指定年月日	使 用 目 的		生徒数(※２)	申請枚数
前年度からの 繰越枚数(A)	当該年度内受領枚数(B) (受領年月日)	計 (A) + (B)	左の使用枚数	現在枚数

(※３)

年 月 日	
青森県知事	殿
学校名 校長名	
受 領 書	
学校学生生徒旅客運賃割引証を下記のとおり受領しました。	
記	
受領枚数 ○○枚	

○作成上の注意

(※１) 専修学校、各種学校の場合は、学校指定書の写しを添付すること。割引証の交付については、5月1日から翌年4月30日までの1年とする。

(※２) 交付願月日を含む年度の5月1日現在の生徒数を記入すること。

(※3) 割引証受領後、速やかに県に受領書を提出すること。

小学校、中学校の全課程修了者を市町村教育委員会に通知するとき。

様式30 全課程修了者の通知

第 年 月 号
日

市町村教育委員会教育長

殿

(※1)
所在地

学 校
校 長

全課程修了者の通知

このたび、下記の者が〇〇小学校（中学校）の全課程を修了したので、学校教育法施行令第22条の規定により通知します。（※2）

記

番号	修了者氏名	性別	生年月日	住所	保護者氏名	修了年月日

○作成上の注意

(※1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載すること。

(※2) 毎年度終了後、速やかに小学校、中学校の全課程を修了した者の氏名等を、その者の住所地の市町村教育委員会に通知すること。

登録免許税の非課税証明が必要なとき。

様式 3 1 証明願（登録免許税）

第 年 月 号 日

青森県知事 殿

所在地

学校法人
理事長

証 明 願（※1）

このたび、下記の物件の保存（所有権移転）登記をするに当たり、当該物件が登録免許税法第4条第2項の別表第3の1の2の項の第3欄の第1号（※2）（第2号（※3）、第4号（※4））に該当することを証明願います。

記

（建物の場合）

建物所在地	家屋番号	種類	構造	面積(※5)	用途(※6)
				m ²	
				m ²	

（土地の場合）

所 在	地番	地目	面積(※7)	用途(※6)
			m ²	
			m ²	

（添付書類）

- 1 証明を願う物件の写真（※8）及び図面の写し（※9）
- 2 登記事項証明書の写し
- 3 所有権移転を証する書類（売買契約書等）の写し

○作成上の注意

- （※1）提出部数は2部とすること。証明手数料として750円分の青森県収入証紙を添付すること。下部に8cm程度の余白を設けること。（証明欄となるため。）
- （※2）校舎等の場合
- （※3）校地等の敷地の場合
- （※4）認定こども園の用に供する校舎、校地等の場合
- （※5）建物の面積は、各階毎に、登記事項証明書どおりに記載すること。
- （※6）具体的使用目的を記載すること。
- （※7）土地の面積は、各筆毎に、登記事項証明書どおりに記載すること。
- （※8）建物の場合は主な各室から、土地の場合は四方から撮り、台紙に貼付して番号を付すこと。
- （※9）図面中、写真撮影箇所には、写真に付した番号と、撮影方向からの矢印を入れること。

留意事項

○登録免許税の非課税について
登録免許税法では、学校法人（準学校法人）が自己のために行う下記の登記等については、非課税としています。従って、下記以外の場合は非課税となりませんので御注意ください。

（建物）

校舎、寄宿舍、図書館、その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（賃貸借を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。）

（土地）

校舎等の敷地、運動場、実習用地、その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記

○校地変更届、校舎等変更届について

登録免許税非課税証明願とは別に、校地変更届又は校舎等変更届を県に提出することが必要となります。

学則の証明が必要なとき。

様式 3 2 証明願（学則）

第 年 月 日 号

青森県知事

殿

所在地

学校法人
理事長

証 明 願（※1）

下記目的に使用するため、別添学則が提出済のものと相違ないことを証明願います。

記

- 1 使用目的
- 2 届出年月日
（添付書類）
学則全文（※2）

○作成上の注意

- （※1）証明手数料として750円分の青森県収入証紙を添付すること。
下部に8cm程度の余白を設けること。（証明欄となるため。）
- （※2）提出部数は2部とすること。

(参考様式)

第 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地

学校法人

理 事 長

休 校（園） 届

このたび、〇〇学校（幼稚園）を休校（園）しますので、下記のとおり届け出ます。

- 1 休校（園）の理由
- 2 休校（園）年月日
年 月 日
- 3 生徒（園児）の処置方法
- 4 教職員の処置方法
- 5 その他参考事項

提出に当たっては、事前に総務学事課学事振興グループあてに連絡すること。

(参考様式)

第 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地

学校法人

理 事 長

募 集 停 止 届

このたび、〇〇学校（幼稚園）の生徒募集を停止したいので、下記のとおり届け出ます。

- 1 募集停止する学科（課程）及び定員
- 2 募集停止により入学する者がいなくなる最初の年度
年 月 日
- 3 募集停止の理由
- 4 今後の取扱い
- 5 募集停止に係る決議等を行った年月日
- 6 募集停止を開始する時期（一般に公表した時期）
（添付書類）理事会、評議員会議録写し

提出に当たっては、事前に総務学事課学事振興グループあてに連絡すること。